

第72回人権週間

昭和23年(1948年)第3回国際連合総会で世界人権宣言が採択され、本年度で採択72周年を迎えます。

国際連合は、世界人権宣言の採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

法務省と全国人権擁護委員連合会は、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めてきたところですが、本年も、12月4日から12月10日までの1週間を「第72回人権週間」として、全国各地で啓発活動を実施します。

「誰か」のこと じゃない。 ～虐待 いじめ 差別のない社会へ～

皆さんもこの人権週間に、身近なことから人権を考えてみませんか。

人権問題や悩みごとなどでお困りの人は、地元の人権擁護委員または最寄りの法務局・法務局支局にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

○町の人権相談窓口

日 時：毎月第1・第3水曜日 13時～16時

場 所：高田79-2 町老人福祉センター 2階 生活相談室

問 町社会福祉協議会 ☎34-3504
岐阜地方法務局大垣支局 ☎78-3347

障害になったとき ～障害基礎年金について～

国民年金に加入している間に初診日(障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診察を受けた日)のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表(1級・2級 障害者手帳※の等級ではありません)による障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

※ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

○令和2年4月分からの年金額(定額) 【1級】977,125円+子の加算
【2級】781,700円+子の加算

障害基礎年金を受けるためには初診日の前日において、次のいずれかの保険料納付要件を満たしていることが必要です。

- (1)20歳前に初診日があること
- (2)初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること
- (3)初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと
※老齢基礎年金を繰り上げて請求している人は事後重症などによる障害基礎年金を請求することができなくなります。

問 大垣年金事務所 ☎78-5166



外壁塗装・屋根工事専門店

株式 会社 **エイトリハウス** 養老町大場 888-8

雨漏り修理塗装漆喰防水雨樋・板金大工・窓サッシ白アリ

養老密着の外装専門店をお探しの方お電話を！

0120-35-1557

代表取締役 三輪大介

母屋とリノベーションが増えています

母屋 離れ AFTER

なぜ？

- ・新築と同等の性能にできる
- ・固定資産税が現状のまま
- ・補助金制度が利用できる
- ・両親と息子家族が程よい距離で助け合って暮らせる

プランニング + お見積もり 無料

あなたの家はどう生まれ変わる？

お問合せはコチラまで

株式会社 現代設計事務所 ☎0584-89-6663

〒503-0931 大垣市本今4丁目17番地